

平成 30 年度事業報告(概要)

社会福祉制度をめぐる動向

「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針2018）」（2018年6月15日閣議決定）では「新経済・財政再生計画」が定められ、2019年10月の消費増税分の使途見直し等を受け、財政健全化目標に向けた国・地方を合わせたプライマリーバランス（PB）黒字化の時期が2020年から2025年に改められた。また、団塊世代が75歳になり始める2022年度に向け、2019年度から2021年度を社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うとし、2020年度の「骨太の方針」において、社会保障制度改革について「総合的かつ重点的に取り組むべき政策をとりまとめる」とした。

平成31（令和元）年度政府予算案における一般会計の総額は101兆4,564億円と、平成30年度当初予算から3.8%、3兆7,437億円の増となり、7年連続で過去最大を更新するとともに、当初予算において初めて100兆円を超えるところとなった。社会保障関係費は1兆円あまり増えて34兆円に達し、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育及び保育の無償化、社会保障の充実として7,157億円増を確保する一方、「新経済・財政再生計画」のもと歳出改革の取り組みを継続、薬価引き下げ等により高齢化等による実質的な増加額は4,768億円（概算要求+6,000億円）に抑制された。

○地域共生社会の実現に向けた取り組み

「地域共生社会の実現」に向けて、地域包括ケアシステムの推進・深化とともに地域における住民主体の課題解決力の向上、専門人材の機能強化を図るため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法が平成30年4月1日に施行された。改正法において、各市町村は地域における包括的な相談支援体制の整備に取り組むとともに、各福祉分野の上位計画に位置づけられた市町村地域福祉計画の策定・改定を図り、生活困窮者自立相談支援機関等との連携を図りつつ、住民に身近な圏域において分野を超えて総合的に相談に応じ、生活課題を解決するための体制整備を進めることとされ、その取り組みが進んだ。

また、平成30年10月には、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、厚生労働省においては、社会保障の持続可能性を確保するため「2040年を展望した社会保障・

働き方改革本部」（本部長：厚生労働大臣）を設置した。同本部の下に設置された横断的課題に関するプロジェクトチーム「地域共生タスクフォース」においては、地域における包括的な相談支援体制の整備に向けた具体的な施策等に関する検討が進められることとなった。

○生活困窮者自立支援制度の見直し等

生活困窮者自立支援法制定時、法施行後3年を目途とした見直しを行う旨の規定がなされたことを受け、生活保護制度との一体的な見直しを進めるために設けられた社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における検討報告を踏まえ、平成30年2月に改正法案が国会に上程され、6月に可決・成立、公布された。

改正法では、生活保護制度との切れ目のない一体的な支援をめざし、就労準備支援事業と家計相談（改善）支援事業の実施が努力義務とされたほか、子どもの学習支援事業や居住支援の強化が図られるところとなった。

また、改正法に基づき、無料低額宿泊所及び社会福祉住居施設の最低基準の策定、「日常生活支援住居施設」の具体的な制度設計に向けて厚生労働省に「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」が設置され、検討が進められた。

○福祉・介護人材の確保、処遇改善等

政府が掲げる「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスの基盤整備とともに、サービス提供を担う介護人材について2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度を確保する必要があるとされている。

こうしたなか、政府は平成29年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」に盛り込まれた介護サービス事業所における勤続10年以上の介護福祉士について、月額8万円相当の処遇改善を行うことを前提に、公費約1,000億円を投じて2019年10月からさらなる処遇改善を行うこととした。また、障害福祉人材の処遇についても介護人材と同様の改善を図るとした。

平成29年11月1日に施行された外国人技能実習制度への「介護」職種の追加に続き、平成30年12月5日には介護分野を含む新たな在留資格「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、翌31年4月から施行されることとなった。

平成 30 年度の大規模災害・被災者支援活動（概要）

平成 30 年度は、地震や台風による大雨などにより、全国各地で大規模な災害が発生した。本会では、災害福祉対策本部を設置し、被災地へ本会職員を派遣するとともに、被災地社協ならびに各種別協議会組織等を通じて被災状況や支援ニーズに関する情報収集を行い、本会関係者をはじめ、広く情報提供を行った。また、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営、生活福祉資金による特例貸付の実施、被災した福祉施設などへの支援活動を推進した。

【平成 30 年度に発生した主な大規模災害の状況】

○大阪北部地震（平成 30 年 6 月 18 日）

大阪府北部で最大震度 6 弱を記録する地震が発生し、家屋など建物の損壊や火災、ライフラインの寸断など大きな被害が発生した。（死者 6 名、負傷者 434 名）

○平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年 6 月 28 日～7 月 8 日）

前線や台風 7 号の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な豪雨となった。河川の氾濫による浸水、斜面の土砂崩れ、土石流による多くの家屋の全半壊や床上浸水など、とくに、広島県、岡山県、愛媛県において甚大な被害が発生した。（死者 237 名、行方不明者 8 名、負傷者 1,011 名）

○台風 21 号被害（平成 30 年 9 月 4～5 日）

台風 21 号の影響により、強風、高潮や大規模な停電など、とくに近畿地方を中心に大きな被害をもたらした。（死者 14 名、負傷者 954 名）

○北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月 6 日）

北海道厚真町で最大震度 7 を記録する地震が発生し、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、道内全域での停電によるライフラインの寸断など、全道各地に被害をもたらした。（死者 42 名、負傷者 782 名）

【東日本大震災被災地の状況】

復興庁によれば、平成 31 年 1 月現在の全国の避難者数は約 5.3 万人、仮設住宅への入居者数は 4,178 人（2,167 戸）となっている。

住まいの再建への動きが進み、仮設住宅等の入居戸数も減少しているなか、岩手県、宮城県においては、2020 年度末までの仮設住宅の解消をめざすこととしている。

しかしながら、依然として厳しい課題を有する多くの被災者に対しては、生活支援相談員などによる見守りや心身のケアなど、一人ひとりの状態に即した、被災者に寄り添っ

た支援とともに、コミュニティ形成など復興の新たなステージに応じた切れ目のない取り組みが必要となっており、本会においても必要な予算確保を国に要望している。

【熊本地震の状況】

発生から3年を迎える熊本地震では、平成31年3月31日現在の応急仮設住宅等への入居者数は、県内・県外あわせて1万6,519人(7,304戸)となっている(熊本県発表)。

生活の再建に向けた恒久的な住まいの確保が課題となっており、災害公営住宅の整備や住宅の再建に向けた支援が進められている。

【重点事業の実施状況】

I. 地域共生社会の実現に向けた市区町村段階の地域福祉推進の基盤強化

1. 市区町村社協の組織、事業基盤の強化

- 全国8ブロックにおいて「社会福祉協議会活動ブロック会議」（「社協・生活支援活動強化方針普及・促進セミナー」および「市区町村社協支援担当者会議」で構成）を開催し、「『社協・生活支援活動強化方針』チェックリスト」の集計結果を用いて「強化方針（第2次アクションプラン）」に基づく全国の社協の取り組み状況の把握とともに、その推進策についての協議を行った。

ブロック	開催地	開催日	参加者
北海道	北海道	セミナー：平成30年10月25日 担当者会議：東北ブロックと同じ	34名
東北	福島県	セミナー：平成30年11月28日 担当者会議：平成30年11月29日	59名 19名
関東	東京都	セミナー：平成30年7月9日 担当者会議：平成30年7月10日	98名 30名
東海北陸	三重県	セミナー：平成30年11月27日 担当者会議：平成30年11月26日	78名 10名
近畿	大阪府	セミナー：平成31年2月25日 担当者会議：平成31年2月26日	96名 28名
中国	広島県	セミナー：平成31年2月27日 担当者会議：平成31年2月28日	62名 20名
四国	愛媛県	セミナー：平成30年11月15・16日	129名
	徳島県	担当者会議：平成30年10月15・16日	28名
九州	福岡県	セミナー：平成30年12月12日 担当者会議：平成30年12月13日	95名 21名

- 「地域福祉計画の策定促進に関する委員会」を設置し、地域福祉計画の策定・改定の促進に向けて、先行して取り組む11市町を対象とした「地域福祉計画の策定促進に関するヒアリング調査」を実施し、その成果をも踏まえ「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」をとりまとめた。
- 社協の経営基盤とガバナンスの強化を図るため、会計業務の一斉点検および一層の適正化を目的として、全国の市区町村社協において「市町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」をもとにした一斉点検を実施し、その会計管理の適正化と不祥事防止に取り組んだ。

- 地域福祉コーディネーターとして実務経験があり、当該都道府県・市においてリーダー的役割を有する職員を対象に「地域福祉コーディネーター リーダー研修会」（参加者 122 名）を開催した。また、ワーカーとしての力量の向上や、地域での学びの機会の増加が図れるよう、本研修会における考え方や手法等をもとに基本テキスト「地域福祉コーディネーターのための ビネットで学ぶ地域福祉実践」を作成した。

2. 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- 地域共生社会の実現に向けて、「協働の中核」を担う市区町村社協の総合力の向上と組織・事業基盤の強化を目的に、「社協・生活支援活動強化方針チェックリスト」を作成し、全国の市区町村社協において実施した（実施率約 57%・1,058 社協）。
- 社協としての地域福祉・生活支援の拠点づくり、相談活動、見守り・生活支援活動など小地域を単位とする住民の福祉活動をさらに推進するため、「生活支援コーディネーター研究協議会」（参加者 272 名）、「地域の福祉力セミナー」（参加者 148 名）等を開催し、地域共生社会の実現に向けた施策状況と地域住民の福祉活動の推進に必要な実践・ノウハウ等の情報共有、理解の促進を図った。
- 「平成 30 年度（第 72 回）赤い羽根共同募金運動」、「平成 30 年度地域歳末たすけあい運動」を推進すべく、機関紙等により周知に協力した。また、「共同募金運動 70 年答申」の社協としての推進方策は、共同募金委員会の設置、地域福祉活動計画と共同募金運動の連動による推進等に向けた周知・働きかけを進めていくこととした。

3. 生活困窮者自立支援事業の受託促進と地域における支援体制づくりの推進

- 「社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会」を開催し、生活困窮者自立支援法の改正を踏まえた「社協における生活困窮者自立支援の推進方策」を平成 30 年 6 月にとりまとめた。また、「都道府県・指定都市社協生活困窮者自立支援事業担当者会議」や、『NORMA 社協情報』における生活困窮者自立支援の特集等を通じて、推進方策の周知を図るとともに、社協における今後の生活困窮者自立支援の取り組み課題や都道府県社協の役割についての理解促進に努めた。
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業の従事者養成研修を国からの受託として実施し、平成 30 年度は 1,163 名が修了した。また、同じく国からの受託事業として都道府県研修に係る担当者研修を実施した（受講者数 143 名）。

【研修実施状況】

研修会名	修了者数
自立相談支援事業	801名
主任相談支援員養成研修	208名
相談支援員養成研修	415名
就労支援員養成研修	178名
就労準備支援事業従事者養成研修	132名
家計相談支援事業従事者養成研修	230名
合計	1,163名

II. 福祉人材の確保および職員処遇の改善とサービスの質の向上

1. 福祉・介護人材の確保、定着、養成に向けた取り組みの推進

- 平成28年3月に政策委員会が策定した「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の取組方策」について、平成28年度から平成30年度までの「緊急的な取組期間」における各構成組織の取り組み状況・成果などの振り返りを行い、さらに増大する介護・保育分野等を中心とした人材確保の要請に対応するため、平成31年3月に「取組方策」の改定版をとりまとめ、政策委員会構成組織が一体となって令和2年度までの継続的な取り組みを図ることとした。
- 全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）において、社会福祉や社会福祉法人に対するポジティブなイメージの形成に向けて、福祉現場で働く職員が自ら魅力を発信する特設WEBサイトを開設し、若者世代に影響力のあるタレントを起用した動画（介護福祉士篇、ソーシャルワーカー篇）を掲載する等、社会福祉法人の活動に接点を持たない若年層の関心を高めるための取り組みを展開し、福祉の仕事を選択する層の拡大を図った。
- 児童福祉施設における人材確保、養成、職員の処遇改善に向けて、各都道府県組織における研修体系の整備や、研修制度の運用改善に取り組んだ全国保育協議会（全保協）においては都道府県・指定都市保育組織による研修事業実施状況、各都道府県における保育士等キャリアアップ研修の調査を実施した。また、全養協では、処遇改善加算研修の実施状況の把握等を目的に、各都道府県・ブロック児童養護施設協議会における研修事業の実態調査を実施した。

- 離職介護福祉士等届出制度の周知については、ポスター、リーフレット、広告用映像データの活用、関係中央団体との協力による広報活動を展開するとともに、福祉人材センター全国連絡会議等において、効果的な取り組み情報を共有化する等により都道府県人材センターの取り組みを支援した。届出制度における平成 30 年度末の登録者数は、15,793 人となった。

2. 福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの推進

- 「福祉サービスの質の向上推進委員会（常任委員会）」を開催し、社会福祉法人、福祉施設・事業所での福祉サービス第三者評価の受審促進、苦情解決体制の強化と実効ある取り組み方策等について総合的な検討を行った。
- 第三者評価事業については、平成 30 年 3 月に厚生労働省より発出された福祉サービス第三者評価事業ガイドラインの改定通知、社会的養護関係施設の第三者評価基準等の改定内容等を収載した CD-R を都道府県推進組織や第三者評価機関等に配布する等により、その周知を図った。また、「救護施設における第三者評価事業の実施について」が平成 30 年 9 月に厚生労働省より通知されたことを受け、都道府県推進組織等への情報提供を行った。
- 都道府県運営適正化委員会事業における福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上への取り組み支援、苦情相談への適切な対応に向けて、「運営適正化委員会事業研究協議会」、「運営適正化委員会相談員研修会」を開催するとともに、都道府県運営適正化委員会の平成 29 年度の苦情受付・解決状況に関する調査を実施し、年次報告書を発行した。

Ⅲ. 社会福祉諸制度の改革等への対応

1. 社会福祉法人制度改革への対応

- 社会福祉法人における法人制度改革への適切な対応を支援するため、「全国経営協フォローアップセミナー」を全国 4 会場において開催した(参加者合計 1,128 名)。
- 各社会福祉法人が法人制度改革の成果を示し、地域共生社会の実現に向けて中核的な役割を果たすとともに、将来を見据えた法人経営を確立していくために、前期・後期の 2 回にわたり、全都道府県において「都道府県経営協セミナー」を開催した(参加者 前期：3,858 法人・5,783 名、後期：2,875 法人・4,361 名)。

- すべての社会福祉法人において、「地域における公益的な取組」が実施されるよう、経営協サポートデスク等を通じて、経営協会員法人における着実な実施と、現況報告書への記載をはじめとした積極的な情報発信による実績の「見せる化」を呼びかけ、経営協ホームページ「会員法人情報公開ページ」における法人情報登録率は約 90%となった。

また、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」が、地域共生社会の実現に寄与している実態を明らかにするとともに、さらなる成果をあげるための方策を提示することを目的に、厚生労働省補助事業「地域における公益的な取組に関する委員会」を設置し、取組展開方策と自治体・社協との連携促進に向けた報告書、PR パンフレットを作成し、その普及を図った。

2. 新たな児童福祉施策の拡充に向けた取り組み

(1) 子ども・子育て支援施策の見直しに向けた検討

- 子ども・子育て支援新制度の施行 5 年後の見直し、幼児教育・保育の無償化に伴う 2 号認定の子どもの副食費の実費徴収化、保育士等の処遇改善、保育の質の確保・向上の検討等の動きに対し、内閣府「子ども・子育て会議」に全保協より委員が参加し、意見書を提出するなど、関連の会議等において必要な意見を述べるとともに、要望活動を行った。
- 全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会では、都道府県社会的養育推進計画の策定に係る策定要領や作業スケジュール、施設整備のための交付金採択方針などについて、厚生労働省との質疑・意見交換、厚生労働大臣宛の要望書の提出など必要な対応を図った。

また、推進計画策定の場合への福祉施設関係者の参画、意見聴取の有無などについて、各都道府県の状況を把握するための調査を実施し、その結果をもとに各自治体への働きかけを呼びかけるべく、そのポイントをまとめ、会員施設に周知を図った。

(2) 人権擁護に基づく社会的養護と要保護児童のケアの充実

- 「児童福祉施設の相互連携による地域を基盤とした要保護児童等への支援方策に関する研究事業委員会」を開催し、報告書「一歩踏み出す ネットワークづくりのすすめ」を平成 31 年 3 月にとりまとめた。報告書は、地域の幅広い関係者と児童福祉施設の連携・協働による在宅での生活を支える支援、施設の特性を生かした地域支援等の先行事例を掲載し、取り組みの意義や効果、実施上の工夫・留意点を示した。

- 児童虐待等の防止に向け、妊娠期から学童期にかけての関係機関の連携による切れ目のない支援をテーマに、「子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム」を開催し、児童福祉施設、社協、行政等から 161 名の参加を得た。
- 中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」の助成を受け、社会的養護施設等退所児童等支援協働アクション事業を実施した。同事業では、退所後児童等支援のモデル事業の実施、実践事例集「退所児童等支援 10 の取り組み」の作成・配布、「退所児童等支援事業全国セミナー」（参加者 191 名）の開催など、退所児童等支援の全国的な推進を図った。

3. 障害保健福祉施策の拡充への取り組みの推進

- 全国社会就労センター協議会（セルプ協）および全国身体障害者施設協議会において、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の会員施設への影響に関する調査をそれぞれ実施した。調査結果は研修会等を通じて会員施設へ報告し、現状についての共通認識化と次期報酬改定を見据えた課題整理を行った。
- 障害者就労支援のための優先調達推進法の一層の活用に向け、セルプ協では会員施設に対し、各自治体への働きかけを要請するとともに、都道府県・指定都市主管部局宛に市町村に対する普及・啓発を依頼するなど、官公需拡大を図った。
- 保護施設等の地域におけるセーフティネット機能の強化を図るため、全国救護施設協議会では、生活困窮者自立支援制度による就労支援への取り組み、および第三者評価の受審の促進による「見える化」の推進を重点項目に掲げた「第三次行動指針」を策定し、会員施設への働きかけを行った。また、中央共同募金会の赤い羽根福祉基金助成を受け、精神障害者の地域移行と継続支援のための実践研究を行い、その結果を踏まえて全国 11 か所の救護施設でモデル事業に取り組んだ。

4. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組みの推進

- 介護予防・生活支援サービス事業の推進と住民主体の地域の支え合い体制の構築に向けて、「地域包括ケアシステムの実現に向けた実践の総括と展望」をテーマに、新地域支援構想会議の運営企画による「生活支援コーディネーター研究協議会」を開催した。また、同構想会議を開催して構成団体との情報共有と意見交換を行った。
- 認知症高齢者の生活支援に向けて、早期対応の観点からの地域づくりのヒントを得るための学びと、その共有を図ることを目的に「認知症の人とともに暮らす地域づくりセミナー」を開催し、82 名の参加を得た。

- 平成 29 年 11 月に刊行した「居宅サービス計画ガイドライン Ver2」の普及促進を図り、ケアプランの精度を高めることを通じて、高齢者の自立生活、在宅生活の継続と生活の質の向上に向けた取り組みを推進した。
- 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会を本会組織規程における種別協議会(在宅事業組織)に位置づけ、全国の社協との連携強化を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に一層積極的に取り組む体制を強化した。

5. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- 政策委員会構成組織と協働し、規制改革推進会議等におけるイコールドフットイング、構造改革特区・国家戦略特区、地方分権改革等における規制緩和事項等に対し、福祉サービスの質を後退させることがないよう、現場実践を踏まえた課題提起と対応を図った。
 - ・「2019（平成 31）年度社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望書」を厚生労働大臣に提出（5 月）
 - ・「大阪北部地震並びに 7 月豪雨災害被災地支援に関する要望書」を厚生労働大臣に提出（8 月）
 - ・「地域共生社会の実現のために」（要望）を自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」、公明党厚生労働部会「政策ヒアリング」等に提出（11 月）
- 政策委員会のテーマ別検討会として、経済的困窮をはじめ、種々の課題を抱えながら社会的に孤立し、適切な支援につながっていない人びとに対する支援機能を強化すべく、「セーフティネット対策等に関する検討会」を設置し、平成 30 年 11 月に「地域におけるセーフティネット機能強化のために～「住まい」と「日常生活支援」の一体的提供による安心の実現を」（提言）をとりまとめ、厚生労働省等に提出した。
- 「新時代の社会福祉～今日的な福祉課題、生活問題をいかに克服するか」をテーマに福祉ビジョン 21 世紀セミナーを開催した。平成の社会福祉制度改革と、相次ぐ自然災害に対する取り組みを振り返り、新たな時代に向けた課題を共有し、これからの社会福祉のあり方、福祉関係者に求められる取り組み等について考える機会となった。

6. 「全社協福祉懇談会」の開催

- 10 月 3 日に「全社協創立 110 周年 平成 30 年全社協福祉懇談会」を開催した。全国の福祉関係者、関係国会議員、厚生労働省幹部等約 300 名が一堂に会し、広く懇談、意見交換を行った。

IV. 地域福祉推進基盤の拡充と福祉活動・サービスの推進

1. 権利擁護、日常生活自立支援および虐待防止に関する取り組みの推進

(1) 権利擁護・虐待防止に向けた取り組み

- 「地域福祉権利擁護に関する検討委員会」を開催し、日常生活自立支援事業実態調査の結果を踏まえ、専門員の体制強化や成年後見制度との連携、生活支援員の確保、育成のあり方、事業運営体制等に関する意見交換を行った。また、成年後見制度利用促進に関する政策動向について情報提供等を行った。
- 「子どもや子育て家庭を支える地域社会をめざして～子どもの権利の保障に向けて」をテーマに第14回「権利擁護・虐待防止セミナー」（参加者111名）を開催するとともに、『権利擁護・虐待防止2018（増補）』を刊行し、権利擁護と虐待防止に関する課題の共有化と情報提供を行った。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

- 「都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議」を開催し、制度動向や事業実施上の方針・課題について確認・共有し、今後のあり方等について協議・意見交換を行った。
- 基幹的社協を対象とした日常生活自立支援事業実態調査を実施し、専門員の体制や待機者等の現状、生活支援員の確保に関する課題、成年後見制度との連携、財政状況等について実態や課題を把握した。
- 都道府県・指定都市社協と連携し、同事業の契約数や相談件数、実施体制等についての状況を月次で把握するとともに、新規利用者及び契約終了者の状況、専門員や生活支援員の資格保有率等について調査を行い、本事業の利用者・支援者の実態をホームページ等で公表した。

(3) 地域における総合的な権利擁護体制の構築の推進

- 地域福祉推進委員会において「今後の権利擁護体制のあり方に関する検討会」を開催し、日常生活自立支援事業実態調査の結果を踏まえつつ、今後の事業展開や取り組み課題に関する提言を盛り込んだ報告書を取りまとめた。また、同委員会において、成年後見制度利用促進に関する政策動向や各地域の取り組み状況を共有し、「基本的な方策」の具体化推進や家庭裁判所との連携について協議を行った。

2. 生活福祉資金貸付事業の充実

(1) 生活困窮者自立支援制度と連携した貸付の推進

- 生活福祉資金貸付事業の意義や相談支援の充実、貸付対象者や貸付費目の考え方等、今後の本貸付事業のあり方について、前年度に引き続き「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会」において検討を行い、平成 31 年 3 月に報告書を取りまとめた。
- 同報告書や改定された「生活福祉資金と生活困窮者自立支援制度との連携マニュアル」を踏まえ、市区町村社協における本事業担当者向けの「業務運営の手引き」を作成し、都道府県社協を通じて配布した。

<参考>総合支援資金等の貸付状況（平成 30 年度）

貸付資金名	貸付件数	貸付金額	うち、自立相談支援事業利用件数
総合支援資金	430 件 (301 件減)	144,593 千円 (96,178 千円減)	379 件
教育支援資金	13,124 件 (786 件減)	9,426,918 千円 (882,810 千円減)	130 件
緊急小口資金	6,793 件 (752 件減)	501,652 千円 (57,569 千円減)	2,561 件

※（ ）内は平成 29 年度実績との比較

(2) 適切な債権管理の推進

- かねて課題となっている市町村社協の生活福祉資金貸付事務費については、平成 31 年度においても厚生労働省との調整の結果、貸付原資の取崩しにより確保した。
- 債権管理においては、滞納ケースへの償還対応のための新たな加算の仕組みを導入するとの方針が示されたことに対して、加算のための評価の考え方について本会より意見を述べ、平成 31 年度より専門性や経験のある職員の配置のための加算制度が実現する等、相談支援体制の強化につながった。

3. 民生委員・児童委員活動の一層の推進

(1) 民生委員制度創設 100 周年記念事業の総括と「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の具体的展開

- 全国民生委員児童委員連合会（全民児連）において、100 周年記念事業においてとりまとめた「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書」等を踏まえた要望や働きかけを、厚生労働省をはじめとする関係各省庁に対して実施した。

- 100周年記念事業として実施した、民生委員・児童委員に関する「全国モニター調査」の結果を踏まえ、厚生労働省補助事業「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯に対する相談支援活動に関する研究」を実施し、社会的孤立状態にある人々が有する課題や状況の分析、支援のあり方を検討し、その取り組みを提起するとともに、民生委員児童委員の「事例学習」教材の開発を行った。
- 「民生委員制度創設100周年活動強化方策」の具体的な展開を図るため、全民児連において、単位民児協が「地域版 活動強化方策」を作成するための「民生委員制度創設100周年活動強化方策 推進の手引き」を平成30年9月にとりまとめた。同年12月には「推進の手引き」を研修教材等として作成し、全単位民児協、市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協に配付したほか、機関紙等でその周知を図った。

(2) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の推進

- 「これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討委員会報告書」等にもとづき、民生委員・児童委員の活動環境整備に向けて関係省庁に働きかけを行うとともに、厚生労働省に要望書を提出した（再掲）。
- 民生委員・児童委員活動における事故の補償を目的とした「民生委員・児童委員活動保険」制度を運営するとともに、事故を減らしていくための取り組みとして、日々の活動における防止等の留意点の紹介等を内容としたセミナーを開催した。

<参考>平成30年度「民生委員・児童委員活動保険」事故受付状況【速報値】

①委員本人の負傷 514件 ②委員本人への加害行為等 1件 ③対物賠償 8件

(3) 「全国児童委員活動強化推進方策2017」にもとづく児童委員活動の推進

- 全民児連において、前年度に策定した「児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017」を具体化すべく、「民生委員制度創設100周年活動強化方策 推進の手引き」にその取り組みについても盛り込むとともに、各種研修会や「児童委員活動の手引き第44集」において事例紹介等を行った。

4. 新たな貸付事業の運営支援

- 4つの貸付事業（①介護福祉士就学資金等、②保育士就学資金等、③ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、④児童養護施設退所者等自立支援資金）について、制度創設後、全国の都道府県・指定都市社協が集まる会議としては初めてとなる「担当者連絡会議」を開催し、運用状況や課題について共有を図った。

- 社協における貸付状況や職員体制、外国人留学生への対応状況等に関する調査を実施し、全国的な状況把握と社協間での共有を図った。また、全国の貸付状況を毎月集約するとともに、最新の制度要綱や Q&A を掲載した関係資料集を作成し、それぞれ情報提供を行った。

5. ボランティア・市民活動の推進、地域における福祉教育の推進

(1) 都道府県・指定都市・市区町村社協ボランティア・市民活動センターの機能強化・活動支援

- 「都道府県・指定都市社協部・課・所長会議」、「ボランティアセンター所長会議」、および各ブロック会議において、「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」の普及、推進を図るとともに、各県の取り組み状況や課題等について共有を図った。また、地域共生社会の実現に向け、身近な圏域における地域福祉の基盤強化を進めるための社協ボランティア・市民活動センターの役割・課題についても周知に取り組んだ。
- 社協関係者に対し、地域福祉・ボランティア活動推進関連の最新情報や各種資料を提供するとともに、「ボランティア活動者数調査」を実施し、社協ボランティア・市民活動センターの活動支援を行った。
- 全国的なボランティア・市民活動の質の向上や支援策の充実等を目的として、軽井沢・佐久圏域の市町村 2 市 5 町 4 村と、長野県社協、「広がれボランティアの輪」連絡会議、全社協による実行委員会を組織して「ボランティア全国フォーラム軽井沢 2018」を開催し、約 600 名の参加を得た。本フォーラムをきっかけに、実行委員会を中心に各種機関・団体による新たなネットワークを広げ、開催地域におけるボランティア・市民活動をより一層広げていく契機となった。

(2) 地域における福祉教育の推進

- 「福祉教育研究委員会」を開催し、平成 29 年度に実施したモデル事業の成果を踏まえ、福祉教育のより広い展開や市民の社会参加を促進する観点から、サービスラーニングの手法を取り入れた実践のための手引書を取りまとめた。
- 「全国福祉教育推進セミナー」、「都道府県・指定都市社協福祉教育担当者連絡会議」を開催し、福祉教育実践の全国段階での研究・交流と活性化を図るとともに、都道府県・指定都市社協における福祉教育の実践、市区町村社協への支援のあり方について協議し、全国各地での福祉教育の推進を図った。

V. 福祉人材センター機能の強化と中央福祉学院研修事業の推進

1. 福祉人材センター機能と事業の強化

- 福祉人材センター相互の情報共有と連携の強化のため、全国連絡会議やブロック会議、研修会などを通じた情報共有・協議をはじめ、福祉人材情報システムの活用により、日常的な情報交換やネット会議等の機能の活用を働きかけた。
- 福祉人材の確保を効果的に行うため、求人事業所と求職者双方のニーズを把握・調整し、きめ細かなマッチング活動につなげた。その活動の中心となるキャリア支援専門員等担当者の質の向上に向けて「マッチング機能強化研修」を実施したほか、必携「きめ細やかな求人事業所・求職者支援の極意」を改訂し、普及・活用に努めた。

2. 福祉人材センターの機能強化支援、福祉人材情報システムの運営

- 福祉人材センター全国連絡会議を開催し、福祉・介護をめぐる情勢認識に対する共通理解を図り、福祉人材センターの取り組みについて協議を行った。また、業務・法令研修、基幹職員会議、福祉人材情報システム研修会等の開催、ブロック別福祉人材センター会議への協力、幅広い情報提供等を通じて、都道府県人材センター・バンクの取り組みを支援した。

<参考>福祉人材センターにおける求人・求職状況【平成30年度速報値】

・新規求人数	31万2,103人	(前年度比	3,698人増)
・新規求職者数	6万119人	(同	143人増)
・有効求人数(月平均)	7万7,297人	(同	1,747人増)
・有効求職者数(月平均)	1万7,292人	(同	429人増)
・紹介人数	8,711人	(同	922人減)
・採用人数	6,019人	(同	1人減)

3. 中央福祉学院研修事業の充実

- 中央福祉学院研修事業は、受託研修事業(5課程6コース)、独自研修(13課程21コース)を実施し、あわせて1万人を超える福祉関係者が受講し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を推進した。

(1)「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の推進

- 指導者養成研修の実施により、114名の講師養成を行った(修了者累計824名)。また、フォローアップ・教暦者研修(修了者2名)、上級管理職員研修会(修了者50名)を実施した。

(2) 介護職員実務者研修通信課程の実施推進

- 16 府県・市社協との連携により、第 3 期となる介護職員実務者研修通信課程を実施した。中央福祉学院における通信課程での学習と、全国 18 会場でのスクーリングを実施し、平成 30 年度修了者は 284 名となった。
- 同研修の講師団会議を開催し、各社協での取り組みの共有、次年度に向けての改善点について協議を行うとともに、研修実施機関代表者会議を開催し、研修実施状況や効果的な受講者募集の方法等について情報支援、情報共有を行った。
- 社会福祉法人等による介護職員実務者研修実施の促進及び本学院通信課程スクーリングの受託拡大に取り組み、平成 30 年度は 3 法人からの通信課程を受託した。また、平成 31（令和元）年度においては、さらに新たに 1 法人から受託することとなった。

(3) 社会福祉士養成課程通信課程の実施

- 本年度が第 5 期となる本課程は、全国 4 会場（計 27 クラス）で面接授業を実施し、修了者は 501 名となった。
- また、本課程修了者の合格率の向上に向けて、各会場において試験対策講座を開催した。さらに、試験対策メールニュースの発行、模擬試験の実施など、国家試験対策の充実を図った。短期養成課程修了者の合格率は新卒者 38.4%、全体で 29.9% となった。

VI. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

1. 国際交流・支援活動の拡充

- 国内の福祉関係者の協力を得て、海外からの視察を積極的に受け入れ、国内の福祉関係者における国際交流への関心を高めるとともに交流を推進した（韓国、台湾、香港、マカオより合計 8 回、延べ 118 人）。
- アイルランドで開催された「ソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同世界会議 2018（SWSD2018）」、「北東アジア地域会議（ICSW NEA 会議）」に出席し、介護ロボット等の開発や活用事例など日本における福祉分野の取り組みについて紹介を行った。

2. アジアにおける社会福祉交流・支援事業の実施

- 第 35 期アジア社会福祉従事者研修は、4 か国から 4 名を招聘し、約 11 か月の研修を実施した。事業開始から第 35 期までの修了生は 8 か国、165 名となった。
- アジア「修了生支援事業」を実施し、修了生による母国での福祉活動に対して助成を実施した(4 か国 10 事業、計 300 万円)。また修了生フォローアップ事業を実施し、台湾、インドネシアより修了生 2 名を招聘し、福祉施設等において研修を行った。さらに、これら事業の実施状況や、修了生の母国での活動状況等を内容とする広報誌「きぼう」を 2 回発行した。
- 現地を訪ねるスタディ・ツアーを 2 回開催した。第 1 回は 7 月にアイルランド(ダブリン)を訪問、6 名が参加した。SWSD 世界会議への出席の他、現地の老人施設や障害者施設の見学を行った。第 2 回は 12 月に台湾(台中/花蓮)を訪問、17 名が参加した。台湾の修了生 10 人の協力を得て、2 か所の福祉現場を訪問、研修と交流を行った。
- 平成 30 年 12 月、台湾において 3 か国の民間福祉関係者による「第 23 回日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議」を開催した。日本からは 18 名が参加した。少子高齢化の現状とその対策について各国から発表を行うとともに、3 か国で課題や取り組みを共有して交流を深めた。

3. 国際社会福祉基金委員会の運営

- 国際社会福祉基金委員会を 2 回開催し、国際交流・支援活動の充実と推進について協議を行った。また、平成 30 年度の国際交流・支援活動会員は、法人・施設会員 39 団体、個人会員 12 名となった(会費収入:年額 247.5 万円)。

VII. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化

1. 広報事業の充実・強化

- 本会構成組織、関係団体、報道関係者、市民に対する情報提供を目的に「**全社協 ActionReport** (アクションレポート)」を毎月 2 回・年間計 24 回発行した。また、7 月豪雨災害等の発生を受け、災害対応に特化した「臨時号」を発行するとともに、平成 31 年度政府予算案に関する「特別号」を発行することにより迅速な情報提供を行った。

- ホームページは、毎月 2 回の定期更新と年間 47 回の臨時更新を実施し（計 71 回）、広く国民及び福祉関係者に最新の情報発信を行った。とくに、7 月豪雨発生時には、1 か月間で 17 回の更新を行い、被災地のボランティアニーズ等の情報を迅速に提供するなど、被災地支援にも役立てた。
- 「ふくし映像レポート」を本会ホームページに掲載し、福祉の仕事の専門性や魅力を伝えるとともに、「全社協アニュアルレポート 2017-2018」、「社会保障・福祉の政策の動向 2017-2018」（全社協出版部）を発行し、本会事業および社会保障・福祉制度の現況を広く社会に発信した。また、将来の通史編纂の基礎資料とするために、本会創立 100 周年以後のこの 10 年間の活動を『全社協この 10 年の活動』として発行すべく編集作業を進めた。

2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実・販売強化

- 月刊 4 雑誌において、生活困窮者自立支援制度の改正や社会福祉法人制度改革、改定保育所保育指針解説等の最新動向について、特集企画や連載企画として取り上げ、適時の情報提供を行った。「社会福祉学習双書」等の各種テキストについても、新制度や制度改革の動向を踏まえた改訂を行った。参考図書については、新刊図書 49 点（前年度 45 点）、重版図書 10 点（前年度 11 点）を刊行した。
- 月刊 4 誌の購読者拡大、参考図書の販売促進に向けて、本会および関係団体の研修会への出店、PR 活動に取り組むとともに、都道府県社協の協力を得て委託販売、チラシ配布等を実施した。また、社会福祉士や保育士の養成校における教科書採用拡大に取り組み、関係団体の大会・研修会・学会等へ出店し、直接的・継続的な働きかけを進めた。
- 本会「福祉の本出版目録」ホームページのスマートフォンへの対応と、クレジットカード決済の導入のための改修を行い、利用者の利便性の向上を図った。

VIII. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化

1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討

- 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、「福祉ビジョン 2011 第 2 次行動方針」に基づく取り組み促進への働きかけと課題整理を進め、今後の事業の重点等について検討を行った。とくに本年度は相次ぐ自然災害を受け、今後の大規模災害への備えをテーマに取り上げ、都道府県・指定都市社協における体制整備につ

いて検討に着手した。

- 指定都市社協については、都市部の社協としての経営・組織課題、地域での包括的な相談・支援体制の構築等の事業・活動の展開に関する検討を行った。
- 本年度の委員会においては、災害対応に加え、平成 31（令和元）年度から順次施行される「働き方改革関連法」への対応状況等について情報交換を行い、今後の各社協における取り組みに資するところとなった。

2. 都道府県・指定都市社協等との連絡・調整

- 「常務理事・事務局長セミナー」、「常務理事・事務局長会議」を開催し、社協を取り巻く情勢、課題認識等について情報提供・情報交換を行うとともに、今後の取り組み課題の共有化を図った。

また、上記会議の開催にあわせて、都道府県・指定都市社協における次年度の重点事業、補助金・委託金の状況、地域における公益的な取組等の調査を実施し、集計結果を各社協に報告・共有した。

3. 安定経営の確保

(1) 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所等と協力し、良質なビル環境の維持、必要な設備更新を行うとともに、入居テナントとの契約維持、賃料水準の確保に努めた。設備更新については、中長期工事計画に基づく改修工事を進めるとともに、突発的な設備の故障・不具合に対し、臨時の補修工事を行った。

(2) 中央福祉学院・ロフォス湘南の利用促進、運営管理体制の改善

- 中央福祉学院主催研修を基本として研修施設および宿泊施設の利用促進を図った。
- 平成 29 年 9 月に着工した冷温水発生機（大規模施設の冷暖房の熱源機）および関連機器の更新工事は計画どおり平成 30 年 7 月に引渡しを完了した。その他、本年度の修繕・設備機器更新計画に基づき、研修棟及び宿泊棟の設備・機器の更新・修繕等工事を実施した。

(3) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の運営

- 幹事行（信託銀行）と連携し、掛金の収納、給付金の支給等の処理を的確に進めるとともに、毎月「基金ニュース」を発行し、事務処理のスケジュールや資産運用状況

について、全加入団体に対する情報提供を進めた。

- 年金運用コンサルタントの協力を得て、四半期毎の運用報告会において資産運用委託先（信託銀行）の投資行動及び将来見通しを確認するとともに、運用機関の成績評価を行い運用資産のシェア変更を実施した。
- 平成 31 年 3 月末時点において、全加入団体に係る要支給額 1,092.5 億円に対し、積立総額は 1,369.1 億円であり、充足率は 125.3%であった。

4. 適正な業務執行体制の確立

(1) 中長期の経営方針に基づく本会事業・財政の適正な運営

- 本会の財政状況及び新霞が関ビル・中央福祉学院の運営状況等の確認とともに、事務体制の見直し（事務の効率化・省力化）の取り組みを進めた。

(2) 内部監査の着実な実施等による内部統制機能の強化

- 平成 29 年度内部監査を実施し、監事会（6 月）においてその結果を報告した。
- 平成 30 年度内部監査では、前年度までの経緯をふまえ、とくに改善を要する事項における監査の重点化と内容の見直しを行い、各部所の業務執行状況を確認した。
- 平成 31（令和元）年度に向けて事務局規程を改正、独立した立場で内部監査を行う専任の内部監査官を配置することとした。

(3) 会計監査の実施

- 会計監査人の監査計画に基づき、平成 30 年 10 月より期中監査が開始され、期末監査および監査報告に向け、会計監査人と所要の確認、協議を進めた。

IX. 大規模災害対策の推進および大規模災害被災地福祉関係者の支援

1. 大阪北部地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震等の大規模災害への対応

(1) 災害福祉対策本部の設置、運営

- 大規模な自然災害が頻発するなか、平成 30 年 7 月 9 日に「平成 30 年 7 月豪雨災害福祉対策本部」、同年 9 月 6 日に「平成 30 年北海道胆振東部地震・台風 21 号福祉対策本部」をそれぞれ設置し、本会職員を被災地に派遣するとともに、被災地社協ならびに各種別協議会組織を通じて被災状況や支援ニーズに関する情報収集を行い、適宜、対応方策を検討し、支援活動を推進した。

- また、「全社協 ActionReport（アクションレポート）臨時号」を 21 報まで発行するとともに、本会ホームページにおいて、本会関係者をはじめ、広く情報提供を行った。

(2) 被災地社協・災害ボランティアセンターへの支援

- 「平成 30 年 7 月豪雨」では、各被災地に設置された災害ボランティアセンターにおいて 26 万人を超えるボランティアの受け入れを行った。その運営支援のため、被災府県社協・ブロックおよび全国の社協からの応援職員の派遣が実施され、本会では、7 月 27 日～10 月 28 日までの全国ブロックによる応援職員の派遣調整を行った。岡山県、広島県、愛媛県の被災地社協に派遣された社協職員は、被災地ブロック内の応援を含め延べ 9,187 人であった。
- 被災地の災害ボランティアセンターおよびボランティア活動の状況等について迅速に情報を収集するとともに、メールニュースの配信やホームページへの掲載によって全国に情報を発信した。メールニュース「被災地支援・災害ボランティア情報」は、延べ 133 号を発信した。

(3) 被災地における生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付等の実施

- 「平成 30 年 7 月豪雨」および「北海道胆振東部地震」の被災者への緊急小口資金特例貸付、福祉費特例貸付を実施した。実施にあたっては、厚生労働省との調整を図るとともに、被災地道県社協へ必要な支援を行った。
- 全国の社協関係者の協力を得て、特例貸付の実施にかかる応援職員の派遣調整を行った。被災地社協に派遣された職員は、「平成 30 年 7 月豪雨災害」においては延べ 644 人、「北海道胆振東部地震」においては延べ 36 人であった。

【緊急小口資金特例貸付、福祉費特例貸付の実施状況】

災害名	貸付決定件数	貸付決定額
平成 30 年 7 月豪雨	266 件	3,520 万円
北海道胆振東部地震	100 件	1,290 万円

(4) 被災地の民生委員・児童委員への支援

- 全民児連「民生委員・児童委員災害救援活動支援金制度」により、災害救助法が適用された地域における民生委員・児童委員の初動活動を支援するため、1 道 2 府 11 県 4 市民児協に、合計 1,190 万円を送金した。

【「民生委員・児童委員災害救援活動支援金制度」実施状況】

災害名称	送金先	金額
平成 30 年 8 月 30 日からの大雨	1 県 民児協	10 万円
大阪北部地震	1 府 1 市 民児協	110 万円
平成 30 年 7 月豪雨	1 府 10 県 2 市 民児協	870 万円
北海道胆振東部地震	1 道 1 市 民児協	200 万円

- また、民生委員・児童委員の拠金による「被災地民児協支援募金」を実施し、約 5,800 万円が寄せられ、人的被害の見舞金（8 件：1 府 3 県 2 市、105 万円）及び民児協への活動助成金（1 道 1 府 3 県 2 市、4721.1 万円）を送金した。

(5) 被災地の社会福祉法人・福祉施設への支援

- 各種別協議会において、被災地福祉施設等の被災状況やニーズの把握を行い、情報提供や支援物資の提供にあたっての連絡調整を行った。
- 社会福祉施設協議会連絡会、全国保育協議会、全国保育士会、保育三団体において、被災した福祉施設等への支援に向けて義援金、支援募金を募集し、被災地都道府県組織等に配分した。

【義援金・支援募金の配分状況】

協議会等	金額	備考
社会福祉施設協議会連絡会	4,057 万円	「平成 30 年 7 月豪雨にかかる義援金」 ※平成 30 年 7 月豪雨および大阪北部地震を対象に実施
全国保育協議会	892 万円	「平成 30 年北海道胆振東部地震にかかる全保協被災地支援募金」
全国保育士会	500 万円	「全国保育士会被災地支援スカンボ募金」 ※平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震を対象に実施
保育三団体 (全国保育協議会・全国私立 保育園連盟・日本保育協会)	8,054 万円	「大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨にかかる保育三団体被災地支援募金」

(6) 本会大規模災害支援活動基金および地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」活動費助成の実施

- 大規模災害支援活動基金により、大阪北部地震、平成 30 年 7 月豪雨災害、北海道胆振東部地震の被災地支援活動に対して、6 県社協に合計 3,520 万 7 千円の助成を実施した。

【大規模災害活動支援基金による助成の内訳】

災害名	助成先	金額
大阪北部地震	大阪府社協	270万7千円
平成30年7月豪雨災害	岡山県社協	1,000万円
	岡山市社協	486万円
	広島県社協	850万円
	愛媛県社協	314万円
北海道胆振東部地震	北海道社協	600万円
合 計		3,520万7千円

- 島根県西部地震、大阪北部地震、平成30年7月豪雨災害、北海道胆振東部地震において、これら被災地における災害ボランティアセンターの設置等にかかる県社協の活動に対して、本会地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」より14県・市社協に合計870万円の福祉救援活動資金を助成した。

【地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」活動費助成の内訳】

災害名	助成先	金額
島根県西部地震	島根県社協	30万円
大阪北部地震	大阪府社協	90万円
平成30年7月豪雨災害	岐阜県社協	40万円
	京都府社協	70万円
	島根県社協	40万円
	岡山県社協	100万円
	岡山市社協	40万円
	広島県社協	160万円
	広島市社協	50万円
	山口県社協	30万円
	愛媛県社協	80万円
	高知県社協	50万円
福岡県社協	40万円	
北海道胆振東部地震	北海道社協	50万円
合 計		870万円

(7) 大規模災害にかかる要望活動等

- 平成30年7月豪雨災害における、災害ボランティアセンターの基盤整備にかかる経費並びに自治体による積極的な支援についての要望書「平成30年豪雨災害に係る

ボランティア活動の支援について（緊急要望）」を、7月23日に内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）に提出した。

- 政策委員会では、生活支援相談員の配置等による被災者への継続的な生活支援、及び被災した福祉施設等の復旧・復興に向けた財政等の支援について、「大阪北部地震並びに7月豪雨災害被災地支援に関する要望書」をとりまとめ、8月24日に厚生労働大臣に提出した。

2. 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- 東日本大震災や熊本地震等、大規模災害の被災社協が参加する連絡会議を設置し、大規模災害発災時に求められる社協事業・活動についての基本的な考え方（提言）の中間とりまとめを行った。
- 厚生労働省「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を踏まえ、全国経営協において、各社会福祉法人における災害に備えた取組支援、法人間連携の促進、被災地支援の仕組みの構築を進めた。また、都道府県経営協における体制構築に向けて、各県における2か年計画（平成30・31年度）の策定と、災害派遣福祉チームへの登録等を促進すべく、助成事業を展開した。
- 民生委員・児童委員による避難者への支援活動、各自治体の災害時避難行動要支援者の把握や共有の状況を踏まえ、全民児連において、あらためて発災時の民生委員の役割についての考え方や留意点を整理し、平成31年3月に改訂第3版「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を策定した。
- 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）等の会議への参画、研修会への協力を行うとともに、行政を含めた幅広い関係者・団体との連携を深め、災害時に有機的に連携・協働して支援活動を行うことのできる関係づくり、体制づくりを進めた。

3. 大規模災害に備えた本会としての体制整備

- 事務局内に「大規模災害支援対策プロジェクト」を設置し、関係部所共同の取り組みとして、福祉関係者による大規模災害被災者支援活動の基盤整備等に関する検討を進めた。
- 本会「業務継続計画（BCP）」に基づく緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、新規採用職員、出向職員に対する緊急時初動対応に関する教育、役職員に対する安否確認システムによる災害時連絡テスト等を実施した。